

政務調査費マニュアル

平成22年3月

福井県議会

- ・ 条例、施行規定、施行要綱は平成22年4月から適用
（マニュアルの記載中、※印部分をいう。）
- ・ その他については平成21年4月から適用

目 次

第1編 基本方針

I	政務調査費の概要	
1	政務調査費とは	1
2	交付制度の根拠規定	2
3	政務調査費に係る基本原則	2
II	政務調査費制度の流れ	
1	交付の対象となる者	3
2	交付額	3
3	会派または議員の届出	3
4	政務調査費の交付決定	3
5	政務調査費の請求および交付	4
6	政務調査費の対象経費	4
7	収支報告書の提出	4
8	収支報告書の添付書類	4
9	領収書等の非公開情報の取扱い	5
10	議長の調査等	6
11	政務調査費の額の確定および返還請求	6
12	証拠書類等の整理保管	6
13	収支報告書等の閲覧	7

第2編 使途基準

I	政務調査費の使途基準	8
II	政務調査費を充当することができない経費	10
III	使途項目別の基準	
1	調査研究費	11
2	研修費	12
3	会議費	13
4	資料作成費	14
5	資料購入費	14
6	広報費	15
7	事務費	16
8	人件費	18
IV	収入、支出科目	19
V	主な支払科目の運用基準	
1	旅費	21
2	会議等負担金	22
3	食糧費	23

VI	按分の基準	
1	按分の基本的な考え方	24
2	使用実態による按分が難しい場合の考え方	24
3	按分の際の端数処理	25

第3編 政務調査に係る事務処理

I	政務調査費管理システムによる帳簿等	26
II	政務調査研究活動記録表	26
III	会計帳簿	27
IV	領収書その他の収支報告書の内容を証する書類	
1	領収書等とは	27
2	支払証明書とは	28
3	政務調査費の使途内容を証明する書類とは	28
4	領収書等添付票の記入および編集要領	29
5	支払証明書の記入および編集要領	29
V	収支報告書	
1	収支報告書の提出	30
2	収支報告書の記入要領	30
3	収支報告書の訂正	30
VI	政務調査費の口座	31
VII	政務調査活動に係る事務処理の流れ図	32

《関係法令集》

	地方自治法（関係部分抜粋）	33
	福井県政務調査費の交付に関する条例	34
	福井県政務調査費の交付に関する条例施行規程	38
	福井県政務調査費の交付に関する条例施行要綱	42

《様式集》

	交付手続き関係	43
	収支報告関係	53
	閲覧制度関係	64
	参考様式	65

第1編 基本方針

I 政務調査費の概要

1 政務調査費とは

政務調査費とは、会派または議員が行う議会の調査研究活動（政務調査活動）に資するために必要な経費の一部として交付されるものです。

従って、政務調査活動以外の経費に充当することは認められていません。

具体的には、議会の果たすべき役割が、

(1) 課題別、地域別等に住民意思を代表し、政策を形成すること。

(2) 執行機関が行う施策の評価および監視をすること

と考えられることから、以下の活動が政務調査活動と考えられます。

- ① 会派または議員が、県政の一般課題、議会で審議する案件について行う調査研究、情報収集のための活動
- ② 会派または議員が、本会議や委員会で行う質問について行う調査研究、情報収集のための活動
- ③ 会派または議員が、国、市町村の政治家、行政関係者との意見交換、情報収集のために行う活動
- ④ 会派または議員が、各種団体関係者との意見交換、情報収集のために行う活動
- ⑤ 会派または議員が、住民からの要望、意見聴取、住民との意見交換のために行う活動
- ⑥ 会派または議員が、住民に対して行う広報活動 など

《参考》

政務調査活動以外の活動には、次のような活動が考えられます。

ア 議会活動

本会議、委員会および福井県議会会議規則に規定する「協議等の場」に係るもので費用弁償の対象となる活動（公務と位置付けられたことによる追加）

イ 後援会活動

後援会主催の報告会等の活動

ウ 議員の個人的活動

慶弔、見舞い、餞別、時候挨拶等の交際的経費、地域社会での儀礼的な活動行事、親睦・レクリエーション活動

エ 政治・政党活動

政党や政治団体、政治家が行う集会や行事への参加、政党役員業務等の活動および政治資金パーティの開催または参加、ならびにすべての選挙活動

2 政務調査費制度の根拠規定

政務調査費の交付制度は、次の規定等が根拠となっています。

- ・地方自治法 第100条 第14項および第15項
- ・福井県政務調査費の交付に関する条例（平成13年福井県条例第36号）
- ・福井県政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成20年福井県議会告示第1号）
- ・福井県政務調査費の交付に関する条例施行要綱（平成13年4月1日施行）

3 政務調査費に係る基本原則

政務調査費の充当にあたっては、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提として、次に掲げる原則を満たすものでなければなりません。

ア 実費弁償の原則

政務調査活動に伴う交通費、宿泊費等の経費の充当は、活動が自発的な意思に基づいて行うものであることから、社会通念上許容される範囲で実費を充当することが原則となります。

イ 証拠主義の原則

政務調査の活動報告書や活動を裏付ける客観的な証拠に基づき、調査研究活動の内容が説明できるよう、会計帳簿およびその他の証拠書類等を整理保管しなければなりません。

ウ 環境整備への充当禁止の原則

政務調査費は、原則的に調査研究活動に直接かつ必要な最小限の経費（対価）に充当するものですから、車両や事務所の購入または直接必要としない美術品や衣類等の購入など、環境整備費にまで充当することはできません。

エ 交付年度行為に係る政務調査費充当の原則

政務調査費は交付年度内に実施された政務調査活動に対して充当するものですから、過年度に支出した経費の計上など、当該年度に支出の実態のない経費には充当できません。

II 政務調査費制度の流れ

1 交付の対象となる者 [条例第2、3条]

政務調査費は、福井県議会の会派および議員に交付されます。この場合、所属議員が1人の場合も会派として取扱います。[条例第2条]。

月の初日に議員の職にあることおよび会派に所属していることが交付対象の要件となります。ただし、月の初日に会派の解散や議員の辞職があった場合には、その月は交付の対象とはなりません。[条例第3条]。

※2 交付額 [条例第3条]

議員1人当たり月額30万円とし、各会派が会派に配分する額と所属議員に配分する額を決定します。(条例改正による)

※3 会派または議員の届出 [条例第4条]

会派または議員は、次に掲げるそれぞれの場合において、それぞれに定める届を議長に提出しなければなりません。

会派の届出は、議会運営上の会派とは別に提出しなければなりません。

この届出に基づき、議長はその旨を知事に通知します。

① 会派の届出

- ・議員が会派を結成したとき 「会派結成届」[規程様式第1号]
- ・会派に異動が生じたとき 「会派異動届」[規程様式第2号]
- ・会派が解散したとき 「会派解散届」[規程様式第3号]

「会派に異動が生じたとき」とは、会派結成届の内容に変更があったときのこと、会派の代表者や政務調査費経理担当者が交代、または会派の所属議員数に変更があったときになります。

② 議員の届出

- ・議員が政務調査費の交付を辞退しようとするとき
「政務調査費交付辞退届(議員)」[規程様式第4号]

4 政務調査費の交付決定 [条例第6条]

知事は、毎年度当初に議長からの通知に基づいて、政務調査費の交付決定(年間所要額)を行い、会派の代表者または議員に通知します。

また、会派の所属議員数に変更があった場合など、既に行った交付決定に変更が生じた場合は、改めて変更の交付決定を行います。

5 政務調査費の請求および交付 [条例第7条]

会派の代表者および議員は、四半期ごとに各四半期の最初の月(4月、7月、10月、1月)の10日(その日が休日にあたるときはその翌日)までに政務調査費を請求します。

政務調査費の請求があったとき、知事は速やかに交付します。

交付の方法は、口座振替により行います。

なお、一つの四半期の途中で、異動等により追加の交付を受けるときは、交付を受けるべき額から既に交付を受けた額を控除した額を、速やかに請求することとなります。また、一つの四半期の途中において、異動等により政務調査費に過渡しが生じたときは、これを速やかに返還しなければなりません。

6 政務調査費の対象経費 [条例第8条] [規程第3条]

会派および議員は、政務調査費を用途基準[規程第3条別表1、2]に従って使用しなければなりません。

会派と議員の用途基準で異なる点は、執行主体のほか、議員の用途基準では、議員を対象とする研修会や講演会等の開催に要する経費が認められていないことです。

7 収支報告書の提出 [条例第9条] [規程第4条]

会派の代表者および議員は、政務調査費の交付を受けた年度の終了後、収支報告書[規程様式第5、6号]に所要事項を記載のうえ、政務調査費の支出に係る領収書その他の収支報告書の内容を証する書類の写しを添えて、交付を受けた年度の翌年度の4月30日（その日が休日に当たるときはその前日）までに議長に提出しなければなりません。

ただし、年度の途中で会派が消滅した場合や議員の任期満了、辞職等があった場合には、その事由が生じた日の翌日から起算して30日以内に収支報告書を提出することになります。

また、提出した収支報告書を訂正しなければならない場合は、訂正届けを議長に提出するとともに、提出済みの収支報告書を訂正し、その訂正箇所認印を押印し、訂正年月日を記載しなければなりません。

この場合、削った場所の部分は、これを読むことができるように字体を残します。

8 収支報告書の添付書類 [条例第9条] [規程第5条]

会派の代表者および議員が収支報告書を提出するときは、“政務調査費の支出に係る領収書その他の収支報告書の内容を証する書類”の写しを添付しなければなりません。

“政務調査費の支出に係る領収書その他の収支報告書の内容を証する書類”とは、次のとおりです。

ア 領収書等（領収書その他支出を証明し得る書類）

領収書、受取書、振込受領書、クレジットカードの支払い明細書その他これに類する書類で、支出を証明し得る書類をいいます。

イ 支払証明書

領収書等を取得することが困難な場合（自動販売機で購入した切符代等）には、領収書等に代えて、会派にあっては会派の経理責任者が、議員にあっては議員自身が支払証明書により証明するものです。

ウ 政務調査費の使途内容を証明する書類（追加）

県外・海外視察調査報告書、研修・講習受講報告書、陳情・要望報告書、調査・研究業務委託報告書、議会活動に関する報告会（県政報告会）資料や広報紙等をいいます。

9 領収書等の非公開情報の取扱い

収支報告書に添付する「領収書その他の収支報告書の内容を証する書類（領収書等、支払証明書、政務調査費の使途内容を証明する書類）」の写しに、福井県情報公開条例で定める個人情報等の非公開情報が記載されている場合は、この部分を伏せて閲覧に供することとされているので、会派および議員におかれましても、必要と思われる部分はマスキングの上、提出してください。

この場合、マスキングの対象としては、福井県情報公開条例に規定する

- ① 第7条第1号において「個人に関する情報」であって公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるもの、
- ② または、同条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって当該法人等または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが考えられます。

具体的には、次のようなものが挙げられます。

イ 個人に関する情報

- ・ 支払相手方の氏名、住所（雇用する職員の氏名など）
- ・ 払込先の金融機関名、口座番号（給与振込口座など）
- ・ 領収書の印影
- ・ 電話番号 など

ロ 法人等に関する情報

- ・ 領収書の従業員氏名・印影 など

ハ 議員個人に関する情報

- ・ 通帳残高および政務調査費に充当した経費以外の記載
- ・ クレジットカード売上票または利用明細書のうち政務調査費に充当した経費以外の記載
- ・ 非公開の電話番号、住所 など

10 議長の調査等 [条例第10条]

議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、提出された収支報告書および領収書その他の収支報告書の内容を証する書類の内容を調査し、使途基準に適合した支出であることを確認します。

政務調査費の適正な運用と円滑な執行に資するため、具体的には、議会事務局職員による書類確認や相談を実施します。

員による書類確認や相談を実施します。

① 議会事務局職員による収支報告書等の確認

年度終了後、全会派および全議員から提出された収支報告書等の全ての書類を対象として、書面上の確認を行います。

② 事前チェック制度

年度上半期分（4～9月）について10～11月頃に、会派または議員の希望に応じて、議会事務局職員が事前に確認チェックします。

③ 相談制度

事務局職員が年度を通して、手続きや使途基準等の運用面について随時の相談に応じます。

④ 説明会の開催

政務調査費交付制度に共通する問題点や疑義に対する説明の要望があるときは、全体の研修会や各会派の総会等を利用して、説明を行います。

1 1 政務調査費の額の確定および返還請求 [条例第11、12条]

知事は、議長から送付された収支報告書の内容を審査し、適当であると認めるときは、政務調査費の額を確定し、会派の代表者および議員に通知します。

この場合において、確定に係る額を超えて政務調査費が既に交付されているとき、つまり過渡しがある場合は、期限を定めてその差額を請求することになります。

1 2 証拠書類等の整理保管 [規程第6条]

会派の政務調査費経理責任者および議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、収支報告書を提出した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければなりません。

たとえば、平成20年度分を例にしますと、収支報告書を提出した日の属する年度は21年度となりますから、その翌年度の22年4月1日から平成27年3月31日まで保存しなければならないことになります。

会派が解散等により消滅した場合であっても、保存を義務付けられている経理責任者が、保存期間が経過するまで、証拠書類等を保存しなければなりません。

また、議員が死亡した場合においては、その相続人が収支報告書を作成して提出するとともに、保存期間が経過するまで証拠書類等を保管しなければなりません。

1 3 収支報告書等の閲覧 [条例第13条][規程第7条]

議長に提出された収支報告書等は、福井県情報公開条例に基づく開示請求の手続きを経ることなく、政務調査費の交付に関する条例の規定に基づき、誰もが簡易な請求手続きにより閲覧が可能です。

そこで、閲覧書類に、福井県情報公開条例における非公開情報が記載されている

場合には、同条例の取扱いと同様に、この情報部分を伏せて閲覧に供することとしています。

このため、会派および議員が収支報告書に領収書等を添付して提出する際には、必要と思われる部分をマスキングの上、提出していただくこととしています。

閲覧に供する日は、政務調査費を執行した年度の翌年度の7月1日からです。
[規程第7条]。

第2編 使途基準

Ⅰ 政務調査費の使途基準

会派および議員が政務調査活動を行うため、次の項目について政務調査費を充当できます。[福井県政務調査費の交付に関する条例施行規程 別表]

別表第1 関係（会派に係る使途基準）

項目	内 容
調査研究費	会派が行う福井県の事務および地方行財政に関する調査研究ならびに調査委託に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内外および海外調査費 ・ 情報収集を目的とする意見交換会または説明会の実施費 ・ 情報収集を目的とする意見交換会または説明会の参加費 ・ 県の事務および地方行財政に関する議員連盟等の参加費 ・ 国、関係機関に対する要望活動実施費 ・ 民間シンクタンク等への調査委託費 ・ 学識経験者等への調査依頼費
研修費	会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費、ならびに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員および会派が雇用する調査研究を補助する職員等の参加に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員を対象とした研修会、勉強会等の実施費 ・ 議員研修を目的とした講演会等の実施費
会議費	会派が行う会議の開催に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員間の協議・意見調整を目的とする会議の開催費
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派が行う議会活動および福井県政に関する政策等の広報活動に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策報告会、説明会等の実施費 ・ 政策活動に係る広報媒体への掲載費
事務費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費

別表第2関係（議員に係る使途基準）

項 目	内 容
調査研究費	<p>議員が行う福井県の事務および地方行財政に関する調査研究ならびに調査委託に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内外および海外調査費 ・ 情報収集を目的とする意見交換会または説明会の開催費 ・ 情報収集を目的とする意見交換会または説明会の参加費 ・ 県の事務および地方行財政に関する議員連盟等の参加費 ・ 国、関係機関に対する要望活動 ・ 民間シンクタンク等への調査委託費 ・ 学識経験者等への調査依頼費
研 修 費	<p>1 他団体が開催する研修費、講演会等への議員および議員の雇用する調査研究を補助する職員等の参加に要する経費</p> <p>2 議員（共同開催を含む）が行う研修会等に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会、勉強会、講演会等の参加費
会 議 費	<p>議員が行う会議の開催に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員間の協議・意見調整を目的とする会議の開催費および参加費
資料作成費	<p>議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費</p>
資料購入費	<p>議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費</p>
広 報 費	<p>議員が行う議会活動および福井県政に関する政策等の広報活動に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策報告会、説明会等の実施費 ・ 政策活動に係る広報媒体への掲載費
事 務 費	<p>議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費</p>
人 件 費	<p>議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費</p>

II 政務調査費を充当することができない経費

次に掲げる活動に関する経費には、政務調査費を充当することができません。

□ 政党活動への支出

- ・ 政党活動、県連（政党等）活動
- ・ 政党の広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷および発送料
- ・ 党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等
- ・ 政党組織の事務所の設置および維持経費（人件費を含む）
- ・ 会派の役員経費

※ 政党や政治団体等が主催するセミナー等、調査研究に資するものは政務調査費の対象となります。

（例） マニフェスト勉強会、経済セミナー、政策フォーラム 等

□ 選挙活動への支出

- ・ 衆参議院選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成等
- ・ 選挙関係に係る経費、選挙活動費

□ 後援会活動への支出

- ・ 後援会活動に要する経費
- ・ 後援会事務所の設置および維持に要する経費（人件費を含む）
- ・ 後援会の広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷および発送料
- ・ 後援会が主催する報告会等の開催経費

□ 私的活動への支出

（慶弔、餞別等）

- ・ 見舞い（病気、災害）、香典、花輪供物、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状の購入または印刷経費

（冠婚葬祭の出席費用）

- ・ 葬儀、祝賀会、結婚式、祭り

（宗教活動）

- ・ 檀家総代会、報恩講、宮参り

（親睦会、レクリエーション等）

- ・ 議会内の親睦団体（議員野球、ゴルフ）の会費等、観光、私的用務等にかかる旅行（議員個人の私的目的のための活動）

- ・ ボランティア活動等の議員個人に帰属する経費
- ・ 民間法人の活動、町内会活動
- ・ 個人の立場で加入している団体等に対する会費等

（例 町内会費、公民館費、壮年会費、PTA会費等）

- ・ 講演のための旅行
 ※ ただし、講演内容が調査研究に資するものは政務調査費の対象となります。
 (例) ○○スクールでの講演

(政務調査とみなされない会議等)

- ・ 挨拶、会食やテープカットだけの出席
- ・ 公共団体等の会議等で政務調査とみなされない会議
 (例 地元説明会、市民体育大会等)
- ・ 議員が役職を兼ねている団体の役員会等への出席
 (例 土地改良区理事長、JA理事等)

III 使途項目別の基準

1 調査研究費

会派または議員が行う福井県の事務および地方行財政に関する調査研究ならびに調査委託に要する経費

① 主な支出科目と留意点

主な支出科目	具体的な使途例示等	
旅費	交通費、宿泊費等	科目別基準「旅費」参照
会議等負担金		科目別基準「会議等負担金」参照
食糧費	茶菓、弁当代	科目別基準「食糧費」参照
使用料	会場費、機材借上料	
委託料	調査委託費	
消耗品費	看板代	
印刷製本費	活動記録写真代	
その他		

② 執行上の留意点

調査研究業務の委託等については、委託業務の名称、目的、具体的な調査事項、委託期間および委託金額等を記載した委託契約書の締結ならびに報告書等の成果物を客観的に確認できることが必要です。国外への視察等は、特に明確な調査目的と有用性が求められます。

③ 該当する経費例

- ・ 県内外調査旅費、海外調査旅費
- ・ 県政に関する執行部からの説明会等の出席に要する経費
- ・ 国、市町、および各種団体等が主催する会議の出席に要する経費
- ・ 国、関係機関に対する要望活動（議員派遣によるものを除く）
- ・ 県政に関する有識者等との意見・情報交換会への出席または開催に要する経費
- ・ 地域住民との意見交換会に要する経費
- ・ 実態調査等を実施する経費
- ・ 民間シンクタンクまたは学識経験者等への調査委託費
- ・ 県政に係る議員連盟活動経費

④ 対象外の経費例

- ・ 挨拶、会食やテープカットのみの行事等への出席に要する経費
 (例) ① JA、漁協、土地改良区および森林組合の総会の挨拶だけの出席
 ② 町内会、老人クラブ、青年団、壮年会および婦人会の新年会
 ③ 県有施設および県道の起工式、竣工式の出席
- ・ 飲食を主目的とする懇談会、意見交換を伴わない会合の参加経費
- ・ 県有施設や県道等の起工式、竣工式の出席に要する経費
- ・ 議員が他の団体の役職を兼ねている場合において、その団体の理事会、役員会および総会等の出席に要する経費
- ・ 団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費

2 研修費

- ・ 会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費、ならびに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員および雇用する調査研究補助職員の参加に要する経費
- ・ 議員（共同開催を含む）が行う研修会等に要する経費

① 主な支出科目と留意点

主な支出科目	具体的な使途例示等	
旅費	交通費、講師等旅費	科目別基準「旅費」参照
会議等負担金	研修参加負担金	科目別基準「会議等負担金」参照
食糧費	茶菓、講師等弁当代	科目別基準「食糧費」参照
講師等報償費	講師等謝金	
使用料	会場費、機材借上料	
印刷製本費	記録写真代	
その他		

② 執行上の留意点

- ・会派または議員の調査研究補助職員等が参加する場合は、雇用の事実が確認できることが必要です。

③ 該当する経費例

- ・政策研修会、フォーラム、勉強会等の開催経費
- ・研修会、講演会等への参加旅費および参加負担金、会費等
- ・議員自らが講演を行うための交通費
- ・開催準備打合せ経費

④ 対象外の経費例

- ・謝金、謝礼（商品券、ギフト券）等の経費で、謝礼先など支出の客観的な確認のできない経費

《参考》

「研修会を行った際の昼食弁当代」 [京都地裁平成 16 年 9 月 15 日判決]
研修会等の場でお茶や茶菓子を超えて食事を提供することまでは通常行われぬものであり、研修会が長時間にわたるなどして食事を必要とする場合があるとしても、その費用は本来その参加者らが自ら負担すべきものというべきであり、かかる費用負担を求めることが認められるのであれば、主催者が私費にて負担すべきであるとする。

3 会議費

各種会議の開催に要する経費

① 主な支出科目と留意点

主な支出科目	具体的な使途例示等	
旅費	交通費	科目別基準「旅費」参照
食糧費	茶菓、弁当代	科目別基準「食糧費」参照
使用料	会場費、機材借上料	
その他		

② 執行上の留意点

会議費における食糧費については、社会通念上妥当なものであると認められるとともに、会議との一体性が持たれている場合に限り、政務調査費を充当することができます。

会議の実施に当たっては、極力昼夜食の時間帯にかからないよう配慮することが必要です。

③ 該当する経費例

- ・本会議や委員会等の質問について行う調査研究・情報収集のための会議（会派総会、政務調査会等）開催経費
- ・議会役員人事等に関する会議に要する経費 [青森地裁判決]

4 資料作成費

議会審議に必要な資料を作成するために要する経費

① 主な支出科目と留意点

主な支出科目	具体的な使途例示等	
印刷製本費	資料印刷代	
その他	原稿料、翻訳料	

② 執行上の留意点

- ・広報、一般事務に係るものを除き、調査研究、研修、会議等にかかる資料の作製費は当該項目で計上します。

③ 該当する経費例

- ・調査報告書の印刷経費
- ・政務調査会等の会議資料の印刷経費
- ・研修会資料等の印刷経費
- ・原稿料、翻訳料
- ・資料コピー代

5 資料購入費

調査研究に必要な図書、資料等の購入に要する経費

① 主な支出科目と留意点

主な支出科目	具体的な使途例示等	
消耗品費	書籍購入費 新聞雑誌購読料ほか	
その他		

② 執行上の留意点

- ・新聞、書籍、職員録、議員手帳等の購入は、原則各1部

③ 該当する経費例

- ・書籍、図書購入費（CD-ROM、DVD等購入を含む）
- ・新聞、雑誌購読料
- ・特定政党の機関紙その他の発行紙の購読料 [H19.5.25 青森地裁判決]

④ 対象外の経費例

- ・調査研究との関連が明らかでない新聞等の購読料
- ・議員の任期を超える購読料前払いに係る経費
- ・同窓会名簿、映画DVD購入費 [H19.5.25 青森地裁判決]

《参考》

「スポーツ紙の購読」 [青森地裁平成 18 年 10 月 20 日判決]
スポーツ紙は、一般に娯楽性が高い読み物であり、政務調査活動に直接かつ具体的に関わるような特段の事情がない限り、政務調査費の充当は認められない。

6 広報費

議会活動および福井県政に関する政策等の広報活動に要する経費

① 主な支出科目と留意点

主な支出科目	具体的な使途例示等	
旅費	広報活動旅費	科目別基準「旅費」参照
食糧費	茶菓代	科目別基準「食糧費」参照（追加）
使用料	会場・機材借上料	
委託料	ホームページ作成委託費	
印刷製本費	広報物印刷費	
通信運搬費	広報物発送料	
広告料	新聞等掲載料	
その他		

② 執行上の留意点

- ・政務調査活動とそれ以外の活動との明確な区分が必要であり、他の活動と共同して発行する場合は、原則として、政務調査活動目的に要した紙面の割合等により按分します。

③ 該当する経費例

- ・活動報告会等に使用する会場、放送設備使用料等
- ・街頭における政策広報活動に要する経費
- ・開催案内等の郵送料、広報物の運送料
- ・新聞、雑誌等の掲載料
- ・政策活動に係るホームページの作成・更新費

7 事務費

調査研究に係る事務遂行に必要な経費

① 主な支出科目と留意点

事務費について政務調査費を充当する場合は、“環境整備への充当禁止”の原則から、事務所の購入や建築等工事ができないことはもとより、車などの資産形成につながる高額な物品の購入やリース、その維持管理、絵画等の美術・装飾品の購入、および調査研究活動に直接必要のない個人用の備品等を購入できないなど、十分注意する必要があります。

主な支出科目	具体的な用途例示等	
旅費	職員連絡旅費等	科目別基準「旅費」参照
食糧費	茶・茶菓子代	科目別基準「食糧費」参照
使用料	事務所、機器借上料	
委託料	ごみ処理・清掃委託	
消耗品費	事務用品等購入費	
備品費	机、椅子等購入費	
印刷製本費	コピー代	
通信運搬費	電話、ファクシミリ	
燃料・光熱水費	電気、ガス、水道	
修繕料	事務機器修繕等	
その他		

② 該当する経費例

- ・筆記用具、用紙代等の事務用品代
- ・事務機器購入費
- ・機器等リース料
- ・政務調査活動のため専用の車両を臨時的に借用する経費
- ・政務調査のため事務所借上料
- ・電話料金（固定、携帯）、ファクシミリ使用料

- ・電気・ガス・水道料
(光熱水費は、別メーターによることが望ましい)
- ・ごみ処理、清掃、警備等の委託費

③ 対象外の経費例

- ・日常生活用品（クスリ、化粧品等）に係る経費
- ・携帯電話、名刺代、スポーツ紙
- ・来客用以外の飲料水、茶菓の経費
- ・有用性が低く、政務調査活動に直接必要としない備品の経費
(冷蔵庫、ソファ、美術・装飾品等)
- ・資産形成につながる高額な備品の購入費またはリース料
- ・車両の購入費、維持管理費（車検、税金、保険等）
- ・電報代、レタックス料
- ・資産価値向上につながる大規模修繕費
- ・事務所購入に係る経費（不動産購入、建築工事等）
- ・事務所借上げに係る敷金・礼金・仲介手数料等
- ・事務所の火災保険料
- ・自己使用のための駐車場借上料（来客用は可）

④ 事務費を充当できる事務所の要件

政務調査活動の拠点として実際にそこで継続的に行っているという実態が必要であり、外形的な要件としては、次のようなことが考えられます。

- ① 事務所としての外形上の形態を有していること。
(〇〇事務所等の看板が設置されていることが望ましい)
- ② 事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること。
- ③ 連絡要員等を配置していること。

⑤ 事務所賃貸に係る留意点

・親族等が所有する事務所等の借上げ

議員本人および生計を一にする親族等が所有する建物への賃借料に政務調査費を充当することはできません。

なお、自己所有物件や自宅を事務所として使用する場合の管理運営費（光熱水費、電話料等）については、家族用と分離または適切な按分によることが望ましいと考えられます。

・関連会社等からの賃借

関連会社、政治団体（後援会）の所有に係る建物を賃借する場合は、

- ① 契約当事者の一方が会派代表者または議員であること。
- ② 賃貸借契約書が作成されていること。
- ③ 客観的に支払いが確認できること。 などがが必要です。

《参考》

「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることを要件とするものでもありません。常に生活費、学資金、医療費等を送金している場合には、「生計を一にする」ものと

して取り扱われます。

なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかにお互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は「生計を一にするものとして取り扱われます。」

[国税庁 所得税基本通達2-47抜粋]

8 人件費

政務調査活動の補助業務のため常時または臨時に雇用した職員の給料、手当、社会保険料、アルバイト賃金等の経費

① 主な支出科目と留意点

人件費については、原則として、次の要件を満たす必要があります。

- i 雇用契約書が取り交わされていること。
- ii 調査研究を補助する勤務実態があること。
- iii 給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されていること。
- iv 給与等の支払いが客観的に確認できること。
- v 雇用保険、労災、その他の雇用主の義務が発生する内容であれば所要の手続きが行われていること。

主な支出科目	具体的な使途例示等
人件費	給料、手当 社会保険料 アルバイト賃金
その他	

② 執行上の留意点

・親族の雇用

上記“人件費充当の要件”を満たす限り、親族の雇用に政務調査費を充当できませんが、一般的に誤解を招きやすいことから、親族が調査研究活動に関して専門的知識がある場合など（通訳等専門的技術の補佐、身体介護的補佐）、雇用する特別な理由がある場合に限り、政務調査費を充当することが望ましい。

・政務調査活動以外の活動も行っている職員への充当

政務調査活動の補助業務以外の活動にも従事している者の人件費は、按分して充当することとなります。

Ⅳ 収入、支払科目

収支報告書への集計を円滑かつ体系的に処理するため、また政務調査費に充当した経費の分析を容易にするため収入、支払科目を設け、政務調査費の経理に当たっては使途項目ごとにこの科目により経理することとします。

収入、支払科目の種類および内容は次のとおりです。

収入科目	内 容
政務調査費	四半期ごとに交付される政務調査費
利息収入	政務調査費管理用の口座に発生した利息
自己負担金	政務調査費交付額を上回って支出した場合の自己負担金

支払科目	内 容
旅 費	政務調査活動の旅行に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査、研修、会議出席等旅費 ・ 講演会・研修会等の講師・助言者等の招へい旅費 ・ 補助職員の随行、派遣旅費 など
会議等負担金	研修会・講演会等の参加経費または調査研究団体等の会費、その他契約等によって負担することとなる経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 講演会・研修会等の参加負担金 ・ 政務調査会、県政関係議員連盟の会費 など
食糧費	政務調査活動に伴い必要となる茶・茶菓子、弁当などの飲食経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 茶・茶菓子等 ・ 弁当代 ・ 講演会・研修会等の講師・助言者等の食事代 など
謝金等報償費	役務の提供等に対する謝礼または代償として支払う経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 講演会・研修会等の講師・助言者等に対する謝礼金
使用料	賃貸借に伴い、その対価として支払う経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議、研修会場等借上料 ・ 機材借上料 など
委託料	特殊な技術設備等を必要とする事務事業等の委託に伴い、その対価として支払う経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査委託費 ・ ごみ処理、清掃委託料 など

消耗品費	<p>短期間または一度の使用によって消費される物品の購入経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務用消耗品購入費 ・新聞購読料 ・図書、資料購入費 など
備品費	<p>その性質形状を変えないことなく、比較的長く使用しかつ保存できる物品の購入経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務機器購入費 など
印刷製本費	<p>資料や報告書等の印刷および製本に必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議資料等印刷、コピー代 ・報告書、広報紙印刷代 など
通信運搬費	<p>郵便料（切手、はがき、小包、速達、書留等）、宅急便料金、電信料（電話、ファックス等）、および運搬料等の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話代、ファクシミリ使用料 ・広報物発送料 など
燃料・光熱水費	<p>冷暖房用等の事務所燃料、ガソリン代、ならびに電気、水道およびガス使用料等の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、水道料金 ・政務調査活動に供した自動車のガソリン代 ・暖房用灯油代 など
修繕料	<p>備品の修繕・部品取替え、事務所の小修繕など本体の維持管理や現状復旧に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務機器修繕代 など
広告料	<p>テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の広告に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞・雑誌掲載料 など
人件費	<p>政務調査活動を補助する職員の雇用に必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料、手当 ・社会保険料 ・アルバイト賃金 など
その他	<p>上記の科目にあてはまらない経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原稿料、翻訳料 ・土質成分分析等の検査手数料 ・証明書や登記簿抄本交付手数料 など

V 主な支払科目の運用基準

1 旅費

政務調査活動の旅行に要する旅費については、支払科目で定めるもののほか次とおり取り扱うこととします。

① 執行上の留意点

- ・タクシー代金を政務調査費に充当できりのは、
 - 1.他に利用できる公共交通機関がないあるいは運行本数が少ない場合、
 - 2.緊急の場合
 等、合理的な理由がある場合に利用できるものとしします。

特に、運転代行の利用は、会合自体が実質的な意見交換を中心としたものであり、飲食が政務調査活動として会合と一体性を持っている場合に限りします。
- ・宿泊料のうち、マッサージ、有料テレビ料金、客室冷蔵庫使用に伴う経費は充当できません。

② 経理上の留意点

- ・旅行代理店を通じて手配した場合等は領収書等を添付
 - ・自家用車を使用する場合の距離の計測は、議員の実測または別途簡易方法による算出距離によります。
 - ・宿泊する場合、別途、食事料を支払う場合は、相当額を宿泊料から減ずるものとしします。
- しかしながら、会議等の主催者から示された日程等により他の宿泊施設を利用することができない場合で、これにより難いときは、旅費額算定上の上限額に拘わらず充当することができます。

③ 旅費額算定上の留意点

県外交通費（旅費）	旅費規程に基づく算出額または実費
県内交通費（旅費）	
ア JR、私鉄、バス等	実 費
イ タクシー	実 費
ウ 自家用車	1 kmあたり37円 事務処理の簡素化の観点から別途簡易方法による算出距離等を用いることができます。 (市町間の距離早見表は別添)
エ レンタカー	実 費
オ 高速等有料道路料金	実 費
カ 駐車場料金	実 費
キ 宿泊料等（県内）	1泊あたり13,600円まで

2 会議等負担金

政務調査活動の会費については、あくまでも実質的な意見交換が中心である場合に限り政務調査費を充当することができます。

① 会費算定上の留意点

飲食を伴わない、会議、研修会等の会費	実 費
意見交換を目的とした会合またはこれに付随する懇談会費	5,000円まで

② 執行上の留意点

意見交換を目的とした会合に付随する懇談会費は、次の要件を満たす限り、政務調査費を充当することができます。

- ① 会派（議員）が所属しない他団体が主催する会合であること。
- ② 実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であること。
- ③ 懇談会費の額が明確に定められていること。
- ④ その金額が社会通念上妥当な範囲のものであること。

③ 対象外の経費例

- ・活動総体が政務調査活動に寄与しない団体の会費
- ・飲食を主たる目的とした会合（各種団体の新年会等）の会費
- ・個人の立場で加入している団体等の会費
町内会費、公民館費、壮年会費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、
商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ会費、
ロータリークラブ会費等
- ・他の議員の後援会や祝賀会の参加会費
- ・宗教団体の会費
- ・会派や議員間の懇談・親睦を目的とした会合の会費

3 食糧費

食糧費については、公職選挙法の制限に抵触しないことおよび社会通念上妥当なものであると認められることを前提とした上で、会議等との一体性が必要です。

① 食糧費算定上の留意点

1 茶・茶菓子等 意見交換会、識者を囲んでの研修会など、政務調査活動として開催される会合における茶・茶菓子等の経費	1人当たり 500円まで
2 朝食・昼食 講師、助言者等への弁当代や政務調査活動として開催される会合における朝昼食の経費	1人当たり 1,500円まで

3 夕食 政務調査活動として開催される会合における夕食の経費	1人当たり 3,000円まで
4 懇談会費 意見交換を目的とした会合またはこれに付随する懇談会費	5,000円まで

② 公職選挙法に抵触せず政務調査費の執行が可能な場合

- ・ 会派または議員が主催する会議等において、選挙区外の者に対する食事の提供
- ・ 他者が主催する会議等で、これに連続した懇談会での飲食代
- ・ 会派または議員が主催する会議等における茶菓提供

《参考》

「公職選挙法上の制限」 [公職選挙法第199条の2、第199条の5]

意見交換会への参加者、研修会等に講師として招いた識者等に食事、飲食を提供する場合にあっては、当該研修会等を会派が主催するものであっても、会派所属議員の選挙区内にある者への食事、飲食の提供は公職選挙法で禁止されている「寄付」にあたる。

ただし、湯茶およびこれに伴い通常用いられる程度の茶菓を提供することは差し支えない。

③ 対象外の経費例

- ・ 議員の選挙区内にある者への食事、飲食の提供
- ・ 飲食を主たる目的とした会合の飲食
- ・ 会派や議員間の懇談・親睦を目的とした会合の会費

《参考》

「議員同士の懇親会」 [青森地裁平成18年10月20日判決]

議員にとって宿泊を伴う懇親会は貴重な情報交換、懇談の場であるから、政務調査費と認めるべきであると主張するが、たとえ貴重な情報交換、懇談の場であるとしても、議員同士の懇親会は政務調査費に当たらない。

「飲食店舗等における飲食」 [東京地裁平成18年4月14日判決]

居酒屋、寿司、鰻、割烹、中華、ラーメン、洋食レストランでの活動が、調査研究または会議として社会通念上必要なものであると認める特段の事情がない限り、政務調査費の目的外支出となる。

VI 按分の基準

会派および議員が行う政務調査活動は多面性を有し、一回の活動の中で二つの活動

が行われる場合等があり、これらを整然と峻別することは困難であることが多いと思われます。

こうした場合、政務調査費を充当するにあたっては、県民から誤解を受けまいよう、使用実態に応じて政務調査活動に要した経費相当額のみを按分により充当するよう事務処理を行う必要があります。

1 按分の基本的な考え方

各活動の使用実態に応じた按分は、政務調査活動とその他の活動に要した時間(使用頻度)等を含めた全部の時間等に対する当該政務調査活動の割合によって経費を按分します。

【按分の算出基礎となる指標の例】

人件費	調査研究業務に従事した割合(時間、日数)
事務所関連経費	専用する使用面積、領域割合
通信費、事務機器等	通話時間、使用頻度等
ガソリン代等	走行距離
調査視察旅費	調査日程等
広報紙	政務調査目的に要した紙面の割合

2 使用実態による按分が難しい場合の考え方

各活動の使用実態に応じた按分が困難な場合は、政務調査活動とその他の活動数の割合によって経費を按分します。

この場合、案分率は2分の1を超えないこととされています。

【使用実態による按分が難しい場合の充当率限度表】

区 分	政務調査活動	① 後援会活動 ② 議員の個人的活動 ③ 政治・政党活動		
パターン1 政務調査活動のみの場合	全額			
パターン2 政務調査活動と他の一つの活動とが共存する場合	1/2	1/2		
パターン3 政務調査活動と他の二つの活動とが共存する場合	1/3	1/3	1/3	
パターン4 政務調査活動と他の三つの活動とが共存する場合	1/4	1/4	1/4	1/4

3 按分の際の端数処理

按分後の円未満の端数は、基本的には切り捨てとします。

《参考》

「一回の活動の中で二つの活動が行われる場合等の按分」

[平成19年4月26日 仙台高裁判決]

こうした場合、条理上、按分した額をもって政務調査費とすべきであり、特段の資料がない限り、政務調査活動とそれ以外の二つの目的のために支出した場合には、二分の一とするなど、社会通念に従った相当な割合をもって政務調査費を確定すべきである。

第3編 政務調査に係る事務処理

I 政務調査費管理システムによる帳簿等

政務調査費に係る経理事務については、事務の正確性、効率化の観点から政務調査費管理システムにより事務処理を行うこととしております。

会派または議員が行った政務調査活動の情報を報告書入力画面から入力することにより、提出書類または保管書類を作成し、印刷できるシステムとなっています。

<政務調査費管理システムから作成する書類>

【提出書類】 領収書等添付票
支払証明書
収支報告書
政務調査費集計表

【保管書類】 会計帳簿
政務調査研究活動記録表

これらの書類の作成に当たっては、「政務調査費管理システム運用マニュアル」に基づき、必要事項の入力作業を行ってください。

II 政務調査研究活動記録表

政務調査活動の記録は、活動内容を記録し政務調査費に充当した経費の正当性を裏付けるため作成するものです。

そのためには、活動年月日、場所、相手方、参加者、活動の具体的な内容および使用項目等を記載し保存することが必要です。

しかしながら、政務調査費を充当する場合であって、文具の購入に係る経費など説明の実益が少なく、領収書等添付票や支払い証明書によって目的を達することができるものについては、活動記録の作成を省略することが可能であると考えられます。

1 活動記録の様式

活動記録の様式は規程様式ではありませんが、参考として示した政務調査研究活動記録表[参考様式1]により作成してください。

2 特に記録する必要がある事例を例示すると次のとおりです。

- ① 調査研究ならびに会議および研修等の出席のため出張したとき
- ② 会派または議員が主催する会議、研修会、意見交換会等を開催したとき
- ③ 政務調査に関係する会合に関する飲食のあったとき
- ④ 広報活動を行ったとき
- ⑤ 業務委託調査を行ったとき など

- 3 記録表の作成を省略することができると思われる事例は次のとおりです。
- ・資料購入に係る経費
 - ・事務用品の購入または借上げ経費
 - ・事務所の維持管理費
 - ・人件費の支払い

Ⅲ 会計帳簿

会派の政務調査費経理責任者および議員が備えるべき会計帳簿は、収支報告書作成の基礎となるものですから、漏れのないように記載してください。

会計帳簿の様式は規程様式ではありませんが、参考として示した会計帳簿様式 [参考様式2]により作成してください。

参考様式（会計帳簿）の記入および編集要領

- ① 収入または支払年月日の順に記帳します。
- ② 収入または支払案件ごとに整理番号を付します。
なお、この整理番号は領収書等添付票や支払証明書に付す整理番号となります。
- ③ 「収入または支払年月日」欄には、政務調査費の受領または支払いに係る年月日を記入します。
- ④ 「使途内容」欄には、政務調査活動に係る事業名または使途の具体的な内容を簡潔に記入します。
年度の精算手続き終了後、経理責任者または議員が保管します。

Ⅳ 領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

収支報告書に添付すべき“領収書その他の収支報告書の内容を証する書類”とは、領収書その他支出の内容を証明し得る書類（領収書等）と支払証明書、政務調査費の使途内容を証明する書類に大別されます。

（提出書類としたことにより追加）

1 領収書等とは

領収書、受取書、払込受取書など、支出を証明し得る書類をいいます。

ア 領収書とは、次の要件を満たすものをいいます。

- ① 金額・目的物の表示があること
- ② 受領の文言があること
- ③ 受取人の署名（発行者住所、氏名、印）があること
- ④ 日付の記載があること
- ⑤ あて名の表示があること（空白、上様は不可）

会派分にあっては原則会派代表、議員分にあっては議員本人とします

イ 領収書と同等とみなすことができるもの

次に掲げるものについては、領収書と同等のものとみなします。

- ① 受取書（レシート）
- ② 払込受取書（銀行等振込書）
- ③ 口座引落としにおける通帳の写し
- ④ クレジットカード売上票または利用明細書
- ⑤ 入場料、入館料等の半券

2 支払証明書とは

次に掲げる場合のように、社会通念上、領収書等を取得することが困難あるいはできないときは、支払証明書[規程様式第9号]により証明することになります。

- ① 自動券売機で購入した切符代等、通常は領収書が発行されないもの
- ② 旅費規程に基づき旅費額を算定したもの
- ③ 自家用車を使用して活動を行った場合の交通費
- ④ 緊急の場合等で、領収書を徴収するいとまがなかったもの

3 政務調査費の用途内容を証明する書類とは

用途内容をより明確にするための書類であり、政務調査費管理システムから作成する書類（P26 記載）以外で、次のようなものが該当します。

提出資料（公開）・保管資料（非公開）の区分表

活動内容	提出を要するもの（公開）	保管を要するもの（非公開）
県内における情報収集、意見交換	会合等の開催通知 （懇談会負担金がある場合）	
県外・海外視察調査	県外・海外視察調査報告書	
県外での研修・講習受講	研修・講習受講報告書	研修・講習会の資料
県外での陳情・要望活動	陳情・要望報告書	陳情・要望書
県政報告会開催	案内状や資料の現物または写し	送付先リスト、参加者リスト
広報紙の配付	広報紙の現物または写し	送付先リスト
コピー機等のリース等		契約書
調査・研究業務委託	報告書等の成果物 （簡易なものでも可）	委託契約書
補助する職員の雇用	勤務実績報告書	雇用契約書 源泉徴収票 雇用保険等の加入証

【共通】領収書で用途内容が確認できない場合、請求明細書を提出

（例）広報紙の発行部数、規格、配布方法等を確認できる明細 等

（ただし、電報代・レタックス料は対象外となるので、区分するための電話料

〈固定電話、携帯電話〉、郵便料等の明細 保管）

4 領収書等添付票の記入および編集要領

- ① 原則として、支払案件ごとに領収書添付票[規程様式第10号]に領収書等を貼り付けます。ただし、同一使途項目で、同一費用内容に係るものについては、複数の領収書等を貼り付けることができます。
この場合、写しを議長に提出することから、重ならないように貼付けてください。
- ② 「整理番号」欄には、会計帳簿に該当する整理番号を記入します。
- ③ 「支払年月日」欄には、支払いした年月日を記入します。
- ④ 「使途項目」欄には、該当する使途項目を記入します。
- ⑤ 「使途内容」欄には、会計帳簿に記載した“使途内容”を記入します。
- ⑥ 「政務調査費充当額」欄には、領収書の合計額または按分した場合や経費の一部に充当する場合における充当額を記載します。
また、下段の「支払額」には、領収書の合計額を記入します。
按分による支出がある場合には、按分率を記載します。
その他、経費の一部に政務調査費を充当する場合には、充当に係る根拠を記入します。
- ⑦ 年度の精算手続き終了後、経理責任者または議員は、その写しを収支報告書に表紙を付けて添付し、議長に提出するとともに、原本を保管します。

5 支払証明書の記入および編集要領

- ① 支払案件ごとに支払証明書[規程様式第9号]に支払年月日の順で記載し、月ごとに別葉とします。
- ② 「整理番号」欄には、会計帳簿に該当する整理番号を記入します。
- ③ 「支払年月日」欄には、支払いした年月日を記入します。
- ④ 「使途項目」欄には、該当する使途項目を記入します。
- ⑤ 「使途内容」欄には、会計帳簿に記載した“使途内容”を記入します。
- ⑥ 「政務調査費充当額」欄には、領収書の合計額または按分した場合や経費の一部に充当する場合における充当額を記載します。
また、下段の「支払額」には、領収書の合計額を記入します。
「摘要」欄には、旅費に係る経費については“目的地”および“移動距離”を、按分による支出がある場合には、按分率を、経費の一部に政務調査費を充当する場合には、充当に係る根拠を記入します。
- ⑦ 年度の精算手続き終了後、経理責任者または議員は、その写しを収支報告書に表紙を付けて添付し、議長に提出するとともに、原本を保管します。

V 収支報告書

収支報告書の作成は、使途の内容について会派および議員自らが説明責任を果たすことによって、政務調査費の必要性等を県民に理解していただく意味合いも併せ持っており、大変重要なものです。

1 収支報告書の提出

会派の代表者および議員は、政務調査費の交付を受けた年度の終了後、収支報告書[規程様式第5、6号]に所要事項を記載のうえ、政務調査費の支出に係る領収書その他の収支報告書の内容を証する書類の写しを添えて、交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに議長に提出しなければなりません。

ただし、年度の途中で会派の消滅した場合や議員の任期満了、辞職等があった場合には、その事由が生じた日の翌日から起算して30日以内に収支報告書を提出することになります。

2 収支報告書の記入要領

①「1 収入」には、収入項目ごとの収入額を記載します。

②「2 支出」では、使途項目ごとの支出額を記載してください。

それぞれの使途項目欄に記載された政務調査費の支出額は、添付された領収書等の写しに記載されている額面（按分による充当および経費の一部に政務調査費を充当した場合は政務調査費充当額に記入された額）ならびに支払証明書の額面の合計と必ず一致しなければなりません。

備考欄には、主たる活動の事業名や内容等を記載します。

③「3 残金」では、収入に計上された政務調査費等が全て使用された場合には、「0 円」と記載されることになり、0円以外の金額が記載された場合には、この額が返還の額となります。

また、収支報告書に添付された領収書等の写しの内容から、使途基準に合致しない支出と判断された場合や領収書等の写しが添付されない支出にあっては、この支出に相当する額も返還の対象となります。

④「政務調査費集計表」では、使途項目ごとにそれぞれ科目別の支出額を記載します。

3 収支報告書の訂正

議長に提出した収支報告書は、訂正することができます。

この場合、訂正箇所を記載した訂正届を議長に提出するとともに、提出済みの収支報告書を次のとおり訂正します。

① 訂正前の内容も分かるように見え消ししてください。

② 訂正の箇所を線で消し、訂正後の内容を記載してください。

③ 余白に訂正年月日を記載してください。

④ 訂正した全ての箇所に訂正者の押印をしてください。

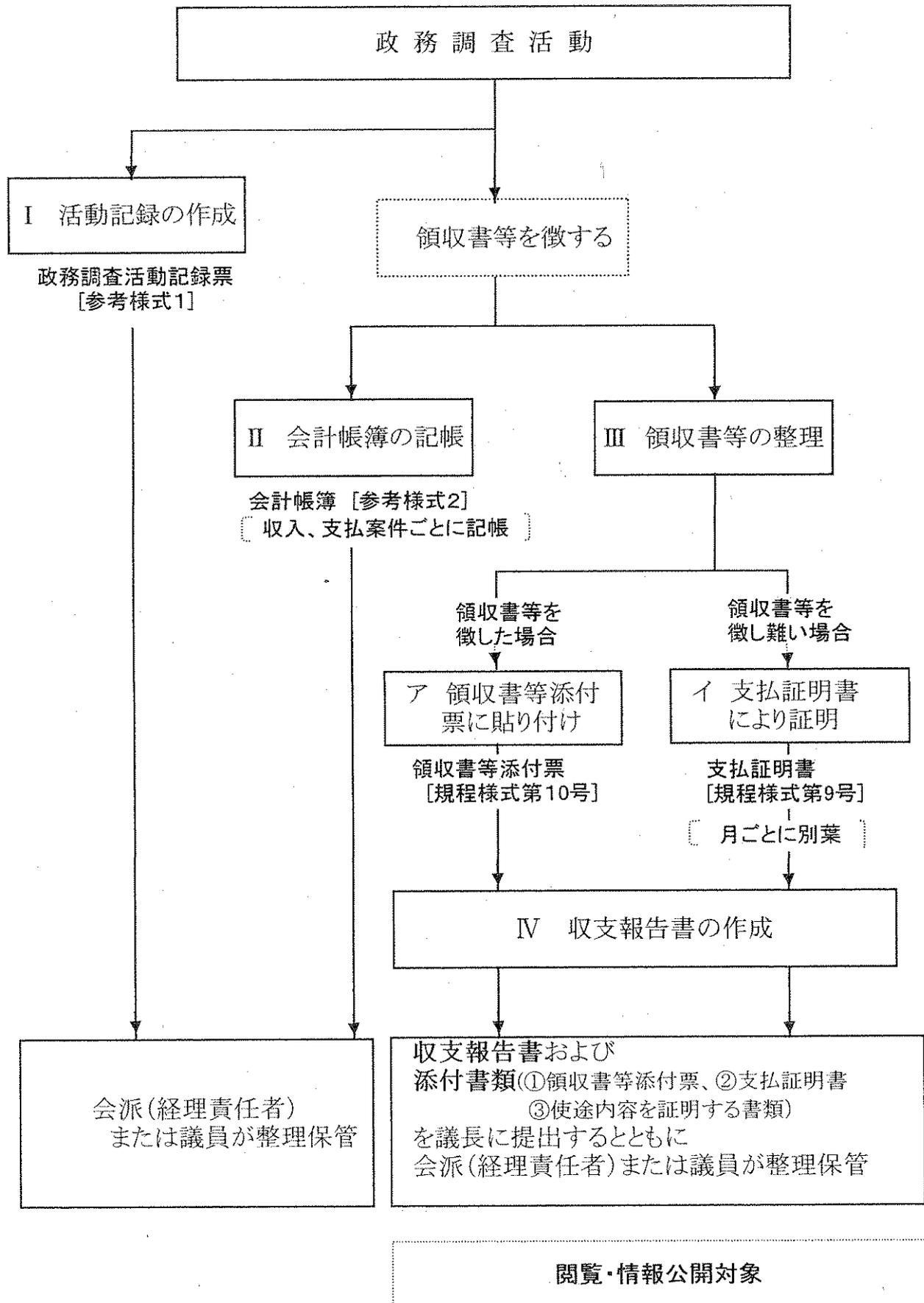
※ 二回以上の訂正を行う場合は、(A)、(B)など、訂正箇所と訂正時期が分かるように、それぞれの訂正箇所および訂正年月日の前に記号を付けてください。

VI 政務調査費の口座

政務調査費の受入れや調査活動経費への充当に当たっては、入出金の事実がかくにんできるよう政務調査費専用の口座を設けてください。

なお、口座名義は、会派分にあつては会派代表者名義、議員分にあつては議員本人名義となります。

VII 政務調査活動に係る事務処理の流れ図



関係法令集

政務調査費の交付制度は、次の法律および条令等に定められています。

地方自治法（関係部分抜粋）	3 3
福井県政務調査費の交付に関する条例	3 4
福井県政務調査費の交付に関する条例施行規程	3 8
福井県政務調査費の交付に関する条例施行要綱	4 2

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

（関係部分抜粋）

（調査権・刊行物の送付・図書室の設置等）

第100条

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例に定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

福井県政務調査費の交付に関する条例

平成 13 年 3 月 26 日
福井県条例第 36 号

改正 平成 14 年 7 月 10 日条例第 58 号

改正 平成 19 年 10 月 9 日条例第 65 号

改正 平成 22 年 3 月 19 日条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項および第 15 項の規定に基づき、政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務調査費の交付対象)

第 2 条 政務調査費は、福井県議会の会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）および会派の所属議員に対し交付する。

(政務調査費の額等)

第 3 条 会派および会派の所属議員に係る政務調査費の総額は、所属議員（月の初日に会派に所属している者に限る。第 3 項において同じ。）一人当たり月額三十万円とする。

- 2 会派は、前項に規定する所属議員一人当たりの月額を会派に配分する額および当該会派の所属議員に配分する額に一律に区分するものとする。
- 3 会派に係る政務調査費は、前項の規定により会派に配分する額として区分された額に所属議員の数を乗じて得た額とする。
- 4 会派の所属議員に係る政務調査費は、第 2 項の規定により所属議員に配分する額として区分された額とする。
- 5 月の初日以外の日において、会派の所属議員の異動、会派の結成もしくは解散または議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(会派の届出)

第 4 条 議員が会派を結成し、政務調査費の交付を受けようとするときは、代表者および政務調査費経理責任者を定め、その代表者は、別に定めるところにより、次に掲げる事項を速やかに議長に届け出なければならない。

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務調査費経理責任者の氏名
- 4 所属議員の氏名および住所
- 5 前条第 2 項に規定する会派に配分する額および所属議員に配分する額

- 2 前項の規定により届け出た事項の内容に異動が生じたときは、別に定めるところにより、速やかにその旨を議長に届け出なければならない。
- 3 会派が解散したときは、その代表者であった者は、別に定めるところにより、速やかにその旨を議長に届け出なければならない。
- 4 政務調査費の交付を辞退しようとする所属議員は、別に定めるところにより、その旨を会派の代表者に届け出なければならない。
- 5 会派の代表者は、前項の届出を受けたときは、別に定めるところにより、その旨を議長に届け出なければならない。

(会派等の通知)

第5条 議長は、第4条第1項各号に掲げる届出事項を毎年度4月5日までに知事に通知しなければならない。

- 2 議長は、前項の規定による通知をした後、第4条の規定による届出があったとき、または議員の異動が生じたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(政務調査費の交付決定等)

第6条 知事は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る会派および会派の所属議員に対し、当該年度に係る政務調査費（年度の途中において議員の任期が満了する場合は、議員の任期が満了する日の属する月までの政務調査費）の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、その旨を会派の代表者および所属議員に通知しなければならない。

- 2 知事は、前条第2項の規定による通知を受けたとき、または議会の解散があったときは、交付決定または交付決定の変更をし、その旨を会派の代表者または代表者であった者（以下「代表者等」という。）および所属議員、所属議員であった者またはその相続人（以下「議員等」という。）に通知しなければならない。

(政務調査費の請求および交付)

第7条 会派の代表者等および議員等は、前条各項の規定による知事からの通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日（その日が福井県の休日をも定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）に当たるときはその翌日）までに、別に定めるところにより当該四半期に属する月数分の政務調査費を知事に請求するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、一の四半期の途中において、前条第2項の規定による交付決定または交付決定の変更の通知（政務調査費の増額に係るものに限る。）を受けたときは、会派の代表者等および議員等は、別に定めるところにより、速やかに当該四半期において交付を受けるべき政務調査費の額から当該四半期において既に交付を受けた政務調査費の額を控除した額に相当する額を知事に請求するも

のとする。

- 3 知事は、前2項の規定による請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。
- 4 一の四半期の途中において、前条第2項の規定による交付決定の変更の通知（政務調査費の減額に係るものに限る。）を受けたときは、会派の代表者等または議員等は、当該四半期において既に交付を受けた政務調査費の額から当該四半期において交付を受けるべき政務調査費の額を控除した額に相当する額を速やかに返還しなければならない。

（政務調査費の使途）

第8条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、使途基準を定めなければならない。

- 2 会派および会派の所属議員は、前項の使途基準に従い政務調査費を支出しなければならない。

（収支報告書）

第9条 会派の代表者および所属議員は、その年度の政務調査費に係る収入および支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を別に定めるところにより、翌年度の4月30日（その日が休日に当たるときはその前日）までに議長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会派が消滅した場合には、会派の代表者であった者は、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を別に定めるところにより、消滅した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、議員が任期満了、辞職、失職、死亡もしくは除名もしくは議会の解散により議員でなくなったとき、または第4条第4項の規定による届出をしたときは、議員等は、これらの事由が生じた日の属する月までの収支報告書を別に定めるところにより、その日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 4 会派の代表者等および議員等は、前3項の規定により収支報告書を提出するときは、政務調査費の支出に係る領収書その他の収支報告書の内容を証する書類の写しを添付しなければならない。

（議長の調査等）

第10条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、当該収支報告書および領収書その他の収支報告書の内容を証する書類（以下「収支報告書等」という。）の内容を調査し、当該収支報告書等に記載された支出が第8条第1項の使途基準に適合した支出であることを確認しなければならない。

- 2 議長は、前項の規定により使途基準に適合した支出であることを確認したときは、当該収支報告書等の写しを知事に送付するものとする。

(政務調査費の額の確定)

第 11 条 知事は、前条第 2 項の規定により収支報告書等の写しの送付を受けた場合は、その内容を審査し、当該収支報告書等に記載された支出が第 8 条第 1 項の使途基準に適合した支出であると認めるときは、政務調査費の額を確定し、会派の代表者等および議員等に通知するものとする。

(政務調査費の返還)

第 12 条 知事は、前条の規定により政務調査費の額を確定した場合において、その額を超えて政務調査費が既に交付されているときは、期限を定めてその差額を請求するものとする。

(収支報告書等の保存および写しの閲覧)

第 13 条 議長は、第 9 条の規定により提出された収支報告書等を、提出された日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書等の写し（福井県情報公開条例（平成 12 年福井県条例第 4 号）第七条に規定する非公開情報を除く。）の閲覧を請求することができるものとする。
- 3 前項の規定による閲覧の方法は、議長が別に定める。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の福井県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

福井県政務調査費の交付に関する条例施行規程

平成 20 年 3 月 25 日
福井県議会告示第 1 号

改正 平成 22 年 3 月 31 日告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、福井県政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年福井県条例第 36 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派の届出)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定による届出は、会派結成届（様式第 1 号）によりするものとする。

2 条例第 4 条第 2 項の規定による届出は、会派異動届（様式第 2 号）によりするものとする。

3 条例第 4 条第 3 項の規定による届出は、会派解散届（様式第 3 号）によりするものとする。

4 条例第 4 条第 4 項の規定による届出は、政務調査費交付辞退届（議員）（様式第 4 号）によりするものとする。

5 条例第 4 条第 5 項の規定による届出は、政務調査費交付辞退届（議員）（様式第 5 号）によりするものとする。

(政務調査費の使途基準)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項の規定により定める使途基準は、会派に係る政務調査費については別表第 1、議員に係る政務調査費については別表第 2 のとおりとする。

(収支報告書の提出)

第 4 条 条例第 9 条の収支報告書は、会派に係る政務調査費については様式第 6 号によるものとし、議員に係る政務調査費については様式第 7 号によるものとする。

2 収支報告書を訂正しようとする場合は、会派にあっては様式第 8 号により、議員にあっては様式第 9 号により、訂正届を議長に提出するとともに、収支報告書の訂正の箇所に認印し、訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

(収支報告書に添付すべき書類)

第 5 条 条例第 9 条第 4 項に規定する政務調査費の支出に係る領収書その他の収支報告書の内容を証する書類は、領収書（領収書と同等とみなすことができる書類を

含む。以下「領収書等」という。) または支払証明書(様式10号。領収書等を徴し難い事情がある場合に限る。)とする。

- 2 前項の領収書等は、領収書等添付票(様式11号)に貼付して収支報告書に添付するものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第6条 会派の政務調査費経理責任者(消滅した会派の政務調査費経理責任者であった者を含む。)および政務調査費の交付を受けた議員(議員であった者およびその相続人を含む。)は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費に係る収支報告書を提出した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(閲覧)

第7条 条例第13条第2項に規定する収支報告書等の写し(以下「閲覧書類」という。)の閲覧は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 閲覧をしようとする者は、政務調査費収支報告書等閲覧請求書(様式第12号)を議長に提出しなければならない。
 - (2) 各年度の政務調査費の支出に係る閲覧書類は、翌年度の7月1日から閲覧に供するものとする。
 - (3) 閲覧に供する時間および場所は、別表第3のとおりとし、議長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。
- 2 閲覧をする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 閲覧書類は、前項第3号に規定する場所以外に持ち出さないこと。
 - (2) 閲覧書類は、丁重に取り扱い、破損、汚損または加筆等の行為をしないこと。
 - 3 前2項に定めるもののほか、閲覧書類の閲覧に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福井県政務調査費の交付に関する条例施行規程の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

会派分

別表第1（第3条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う福井県の事務および地方行財政に関する調査研究ならびに調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)
研修費	会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費ならびに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員および会派が雇用する調査研究を補助する職員等の参加に要する経費 (会場費・機材借上料、講師等謝金、交通費、研修参加負担金等)
会議費	会派が行う会議の開催に要する経費 (会場費・機材借上料等)
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (資料印刷代、原稿料等)
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料等)
広報費	会派が行う議会活動および福井県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報物印刷費、広報物発送料、交通費等)
事務費	会派が行う調査研究に係る事務執行に必要な経費 (事務用品等購入費、通信費等)
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

議員分

別表第2（第3条関係）

項目	内容
調査研究費	議員が行う福井県の事務および地方行財政に関する調査研究ならびに調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)
研修費	1 他団体が開催する研修会、講演会等への議員および議員の雇用する調査研究を補助する職員等の参加に要する経費 2 議員（共同開催を含む。）が行う研修会等に要する経費 (交通費、研修参加負担金等)
会議費	議員が行う会議の開催に要する経費 (会場費・機材借上料等)
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (資料印刷代、原稿料等)
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料等)
広報費	議員が行う議会活動および福井県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報物印刷費、広報物発送料、交通費等)
事務費	議員が行う調査研究に係る事務執行に必要な経費 (事務用品等購入費、通信費等)
人件費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

別表第3（第7条関係）

閲覧時間	福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、午前8時30分から正午までおよび午後1時から午後5時まで
閲覧場所	議長が指定する議事堂内の場所

福井県政務調査費の交付に関する条例施行要綱

(平成 13 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 18 年 5 月 25 日

改正 平成 20 年 3 月 25 日

改正 平成 22 年 3 月 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、福井県政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年福井県条例第 36 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派の通知等)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定により知事に通知する届出事項は、毎年度 4 月 1 日現在のものとする。

2 条例第 5 条各項の規定による通知は、政務調査費の交付を受けようとする会派および議員に関する通知書（様式第 1 号）によりするものとする。

(交付決定通知等)

第 3 条 条例第 6 条各項の規定による通知は、政務調査費交付決定（変更）通知書（様式第 2 号）によりするものとする。

(政務調査費の請求)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定による請求は、会派に係る政務調査費請求書については（様式第 3 号）、議員に係る政務調査費請求書については（様式第 4 号）によりするものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第 5 条 条例第 10 条第 2 項の規定による送付は、政務調査費収支報告書（写）送付書（様式第 5 号）によりするものとする。

様 式 集

(交付手続き関係)

1 会派結成届	[施行規程様式第1号]	…44
2 会派異動届	[施行規程様式第2号]	…45
3 会派解散届	[施行規程様式第3号]	…46
4 政務調査費交付辞退届(議員) 《議員→会派代表者》	[施行規程様式第4号]	…47
5 政務調査費交付辞退届(議員) 《会派代表者→議長》	[施行規程様式第5号]	…48
6 政務調査費の交付を受けようとする会派 および議員に関する通知書	[施行要綱様式第1号]	…49
7 政務調査費交付決定(変更)通知書	[施行要綱様式第2号]	…50
8 政務調査費請求書(会派)	[施行要綱様式第3号]	…51
9 政務調査費請求書(議員)	[施行要綱様式第4号]	…52

(収支報告書関係)

1 政務調査費収支報告書(会派)	[施行規程様式第6号]	…53
2 政務調査費収支報告書(議員)	[施行規程様式第7号]	…55
3 訂正届(会派)	[施行規程様式第8号]	…57
4 訂正届(議員)	[施行規程様式第9号]	…58
5 支払証明書	[施行規程様式第10号]	…59
6 領収書等添付票	[施行規程様式第11号]	…60
7 政務調査費収支報告書(写)送付書	[施行要綱様式第5号]	…61
8 支払証明書(表紙)	[参考様式3]	…62
9 領収書等添付票(表紙)	[参考様式4]	…63

(閲覧制度関係)

1 政務調査費収支報告書等閲覧請求書	[施行規程様式第12号]	…64
--------------------	--------------	-----

(会計帳簿、活動報告関係)

1 調査研究活動記録表	[参考様式1]	…65
2 会計帳簿	[参考様式2]	…66

年 月 日

福井県議会議長 様

会派名
代表者

印

会 派 結 成 届

会派を結成したので、福井県政務調査費の交付に関する条例第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務調査費経理責任者の氏名
- 4 政務調査費の配分額 (1人当たり月額)

会 派	_____	円
所属議員	_____	円
合 計	300,000	円

- 5 所属議員の氏名および住所

年 月 日

福井県議会議長 様

会派名
代表者

印

会 派 異 動 届

平成 年 月 日付けの会派結成届により届け出た事項の内容に異動が生じたので、福井県政務調査費の交付に関する条例第4条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 異動年月日
- 2 異動内容

区分	新	旧
会派の名称		
代表者の氏名		
政務調査費 経理責任者の 氏名		
政務調査費の 配分額 (1人 当たり月額)	会 派 円	会 派 円
	所属議員 円	所属議員 円
所属議員数		
異動のあった 所属議員の 氏名	(新たに所属した議員の氏名)	(所属議員でなくなった議員の氏名)

年 月 日

福井県議会議長 様

会派名
代表者

印

会 派 解 散 届

平成 年 月 日付けで届け出た会派を解散したので、福井県政務調査費の交付に関する条例第4条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 解散した年月日

年 月 日

会派名
代表者

様

議員名

印

政務調査費交付辞退届 (議員)

政務調査費の交付を受けることを辞退したいので、福井県政務調査費の交付に関する条例第4条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 辞退する年月日

- 2 収支報告書の提出日
辞退する日の翌日から起算して30日以内に提出します。

年 月 日

福井県議会議長 様

会派名
代表者

印

政務調査費交付辞退届 (議員)

下記の議員から、政務調査費の交付を受けることを辞退したい旨の届出がありましたので、福井県政務調査費の交付に関する条例第4条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 辞退する議員

- 2 辞退する年月日

- 3 収支報告書の提出日
辞退する日の翌日から起算して30日以内に提出します。

年 月 日

福井県知事 様

福井県議会議長

政務調査費の交付を受けようとする
会派および議員に関する通知書

福井県政務調査費の交付に関する条例第5条の規定により、政務調査費の交付を受けようとする会派および議員について、下記のとおり通知します。

記

- 1 会派
別紙のとおり

- 2 議員
別紙のとおり

福井県指令議第 号

会派名または議員名

年度政務調査費交付決定 (変更) 通知書

福井県政務調査費の交付に関する条例第6条第 項の規定により、下記のとおり 年度政務調査費を交付することに決定したので (交付決定を変更したので) 通知する。

年 月 日

福井県知事

記

交付決定額				円
年 月～	年	月分		円
年 月～	年	月分		円
年 月～	年	月分		円
年 月～	年	月分		円
(変更前の交付決定額				円)
(今回交付決定額				円)

年 月 日

福井県知事 様

会派名
代表者

印

年度政務調査費請求書 (会派)

福井県政務調査費の交付に関する条例第7条第 項の規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。

記

金 _____ 円

ただし、 年 月～ 年 月分 (所属議員数 名)

年 月 日

福井県知事 様

議員名

印

年度政務調査費請求書 (議員)

福井県政務調査費の交付に関する条例第7条第 項の規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。

記

金 _____ 円

ただし、 年 月～ 年 月分

年 月 日

福井県議会議長 様

印

政務調査費収支報告書 (会派)

福井県政務調査費の交付に関する条例第9条第 項の規定により、下記のとおり 年度の政務調査費の収支を報告します。

記

1 収 入

項 目	収 入 額 (円)	備 考
政務調査費		
利息収入		
自己負担金		
合 計		

2 支 出

項 目	支 出 額 (円)	備 考
調査研究費		
研 修 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
広 報 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 金 _____ 円

年 月 日

福井県議会議長 様

印

政務調査費収支報告書 (議員)

福井県政務調査費の交付に関する条例第9条第 項の規定により、下記のとおり 年度の政務調査費の収支を報告します。

記

1 収 入

項 目	収 入 額 (円)	備 考
政務調査費		
利息収入		
自己負担金		
合 計		

2 支 出

項 目	支 出 額 (円)	備 考
調査研究費		
研 修 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
広 報 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 金 _____ 円

年 月 日

福井県議会議長 様

会 派 名
代表者氏名

印

訂 正 届 (会派)

福井県政務調査費の交付に関する条例施行規程第4条第2項の規定により、
年 月 日付けで提出した「 年度政務調査費収支報告書」につ
いて、下記のとおり訂正します。

記

訂正する箇所	訂正前	訂正後

年 月 日

福井県議会議長 様

議 員 名

印

訂 正 届 (議員)

福井県政務調査費の交付に関する条例施行規程第4条第2項の規定により、
年 月 日付で提出した「 年度政務調査費収支報告書」につ
いて、下記のとおり訂正します。

記

訂正する箇所	訂正前	訂正後

支 払 証 明 書

整理 番号	支払年月日	使途項目	支出科目	使 途 内 容	費用内容	政務調査費充当額	摘 要
						(支払額)	
						円	距 離 km 按分率
						(円)	摘 要
						円	距 離 km 按分率
						(円)	摘 要
						円	距 離 km 按分率
						(円)	摘 要
						円	距 離 km 按分率
						(円)	摘 要

-59-

(注1) 旅費の場合、「摘要」欄に「目的地」および「移動距離 (km)」を記載すること。

(注2) 按分により支出を行った場合、「摘要」欄に「按分率」を記載すること。

(注3) 政務調査費充当額と異なる場合、「支払額」を記載する。

上記のとおり相違ありません。

提出者

会派にあつては名称および代表者名
議員にあつては議員名

印

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号		支 払 年 月 日	平 成 年 月 日
使 途 項 目		支 出 科 目	
使 途 内 容			
費 用 内 容		摘 要	
政務調査費充当額	円	按 分 率 :	
(支払額)	(円)	充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

年 月 日

福井県知事 様

福井県議会議長

年度政務調査費収支報告書 (写) 送付書

福井県政務調査費の交付に関する条例第10条第2項の規定により、
年度政務調査費収支報告書の写しを別添のとおり送付します。

年度
支払証明書

会派名または議員名

年度
領収書等添付票

会派名または議員名

政務調査費収支報告書等閲覧請求書

整理番号	
閲覧年月日	年 月 日
住所	
氏名	
電話番号	
政務調査費の 交付対象年度	
備考	

(注1) 太線の枠内を記入してください。

(注2) 特定の会派または議員に係る政務調査費収支報告書等の閲覧を請求するときは、
「備考」欄に会派名または議員名を記載してください。

政務調査研究活動記録表

活動番号		使途項目		活動日	年	月	日		
使途内容									
開催場所									
相手方									
参加者									
具体的内容									
費用内訳									
整理No.	収支科目	費用内容	摘要	金額	按分率	収支日	距離(km)	算	領

活動番号		使途項目		活動日	年	月	日		
使途内容									
開催場所									
相手方									
参加者									
具体的内容									
費用内訳									
整理No.	収支科目	費用内容	摘要	金額	按分率	収支日	距離(km)	算	領

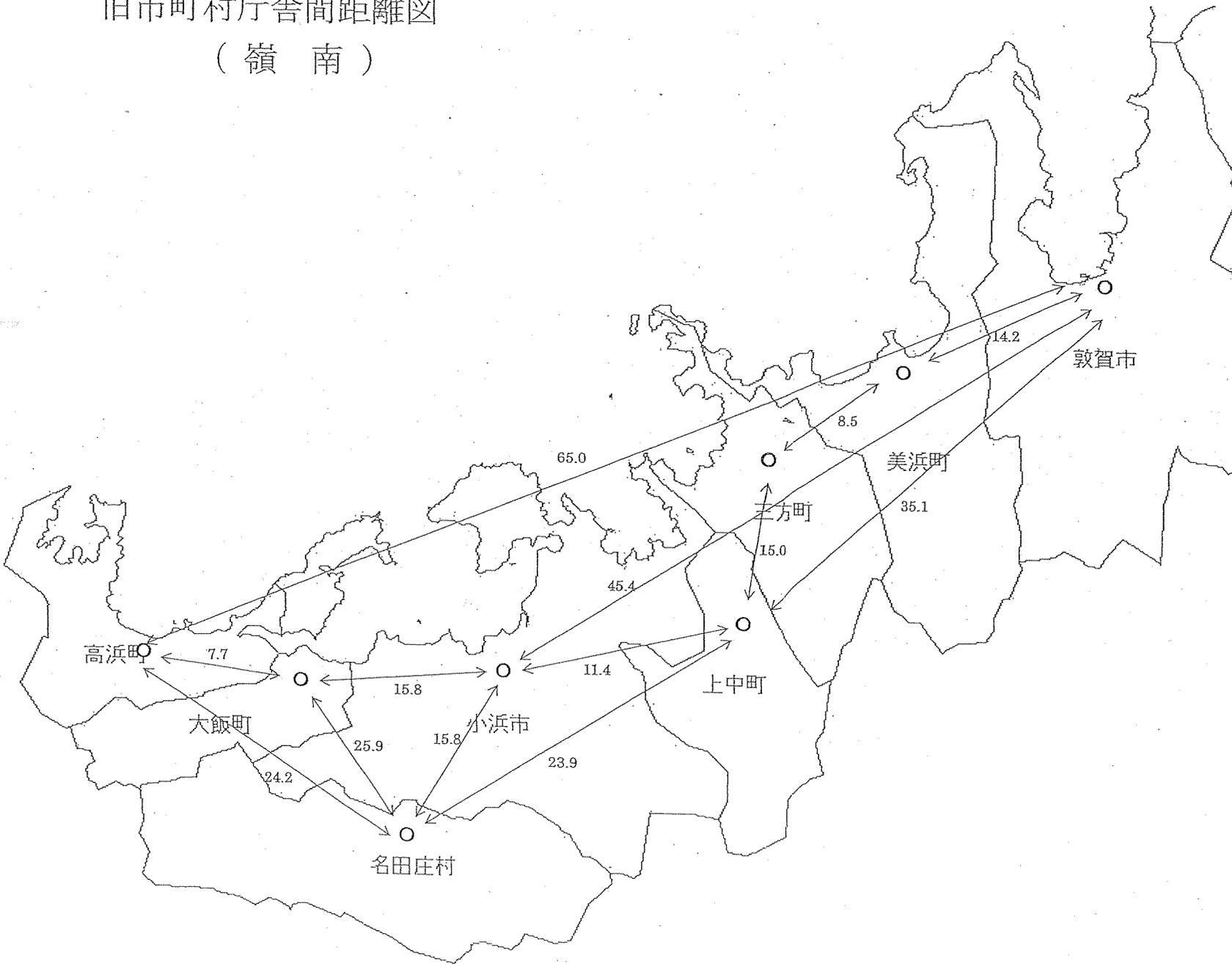
活動番号		使途項目		活動日	年	月	日		
使途内容									
開催場所									
相手方									
参加者									
具体的内容									
費用内訳									
整理No.	収支科目	費用内容	摘要	金額	按分率	収支日	距離(km)	算	領

市町名	NO	永平寺町										池田町		南越前町				越前町				美浜町		高浜町		おおい町				若狭町							
		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28		29		30		31		32		33		34		35			
		距離 km	金額(円) (内高速)																																		
福井市	1	9.9	333	13.6	481	19.2	703	31.9	1,147	35.0	2,095	39.4	2,343	40.5	2,080	15.9	555	25.8	925	29.7	1,073	22.0	814	73.9	4,151	130.9	6,260	118.0	5,816	118.0	5,816	81.3	4,447	94.7	4,928		
	2	18.5	666	19.6	703	24.6	888	16.1	592	41.5	2,317	45.8	2,565	47.0	2,339	27.2	999	34.8	1,258	42.4	1,554	34.7	1,258	80.3	4,410	131.1	6,297	124.4	6,038	124.4	6,038	87.7	4,669	101.1	5,187		
	3	34.5	1,258	38.2	1,406	45.2	1,665	51.1	1,887	40.9	1,480	49.3	1,813	30.8	1,110	20.1	740	24.6	888	15.3	555	20.6	740	90.3	4,530	150.8	6,750	144.1	6,528	144.1	6,528	97.7	4,789	111.2	5,307		
	4	18.8	666	22.5	814	28.0	1,036	36.1	1,332	25.9	925	34.1	1,258	31.3	1,147	9.5	333	16.7	592	20.5	740	12.9	444	82.6	4,484	133.4	6,371	126.8	6,112	126.7	6,112	90.0	4,780	103.5	5,261		
敦賀市	5	64.6	4,018	68.3	4,166	74.4	4,388	59.6	3,233	32.3	1,884	31.8	1,847	28.1	1,926	46.4	2,592	54.4	3,048	40.7	2,370	58.4	3,196	14.2	518	65.0	2,405	58.4	2,146	58.3	2,146	21.6	777	35.1	1,295		
小浜市	6	107.5	5,609	111.2	5,757	117.3	5,979	102.5	4,824	75.2	3,475	74.7	3,438	70.9	3,480	97.3	4,789	97.2	4,639	86.4	4,072	101.2	4,787	31.7	1,147	22.5	814	15.8	555	15.8	555	24.8	888	11.4	407		
大野市	7	31.3	1,147	28.1	1,036	21.8	777	28.7	1,036	55.1	2,835	59.5	3,083	60.3	2,220	40.9	1,480	48.5	1,776	56.1	2,072	48.4	1,776	94.0	4,928	144.7	6,778	138.1	6,556	138.1	6,556	101.4	5,187	114.8	5,668		
	8	54.6	1,998	51.3	1,887	45.0	1,665	55.9	2,035	82.1	3,834	86.4	4,082	87.3	3,219	67.8	2,479	75.4	2,775	83.0	3,071	75.4	2,775	120.9	5,890	171.7	7,777	165.1	7,555	165.0	7,555	128.3	6,186	141.8	6,667		
勝山市	9	20.8	740	17.5	629	11.2	407	38.8	1,406	58.6	3,146	63.0	3,381	64.8	2,368	45.1	1,665	52.7	1,924	59.1	2,183	51.5	1,887	97.5	5,239	148.2	7,126	141.6	6,867	141.6	6,867	104.9	5,498	118.3	6,016		
鯖江市	10	21.9	777	25.6	925	31.2	1,147	23.6	851	16.5	592	24.8	888	24.7	888	6.7	222	11.6	407	21.9	777	14.2	518	60.0	3,420	110.8	5,270	104.1	5,048	104.1	5,048	67.4	3,679	80.8	4,160		
あわら市	11	16.3	592	18.4	666	24.5	888	47.9	1,739	53.2	3,111	57.6	3,359	58.8	3,096	35.0	1,295	42.6	1,554	46.3	1,702	38.6	1,406	92.1	5,204	142.9	7,054	136.2	6,832	136.2	6,832	99.5	5,463	113.0	5,981		
	12	20.0	740	22.1	814	28.2	1,036	51.6	1,887	56.3	3,222	61.3	3,507	58.4	2,146	35.0	1,295	44.5	1,628	47.5	1,739	40.6	1,480	95.8	5,315	146.6	7,202	140.0	6,980	139.9	6,943	103.2	5,611	116.7	6,092		
越前市	13	30.5	1,860	34.2	2,008	40.3	2,230	19.5	703	8.5	296	16.7	592	16.2	592	11.8	407	10.4	370	22.1	814	14.4	518	56.8	3,122	107.6	5,009	101.0	4,787	101.0	4,787	54.2	3,418	77.7	3,899		
	14	31.6	1,897	35.4	2,045	41.4	2,267	13.8	481	15.8	555	23.9	851	23.9	851	16.1	592	18.5	666	30.1	1,110	22.6	814	58.0	3,196	108.8	5,046	102.1	4,824	102.1	4,824	65.5	3,455	78.8	3,936		
坂井市	15	23.1	851	25.3	925	31.3	1,147	51.9	1,887	61.5	3,407	65.8	3,655	56.6	2,072	34.7	1,258	44.6	1,628	42.0	1,554	40.9	1,480	100.3	5,500	151.1	7,387	144.5	7,128	144.5	7,128	107.9	5,759	120.9	6,240		
	16	8.4	296	10.5	370	16.6	592	40.4	1,480	45.2	2,815	49.6	3,063	50.8	2,800	27.5	999	35.1	1,295	41.5	1,517	34.0	1,258	84.1	4,908	134.9	6,758	128.3	6,536	128.2	6,536	91.7	5,167	104.6	5,648		
	17	10.7	370	12.9	444	18.9	666	40.4	1,480	49.1	2,963	53.5	3,211	45.1	1,665	23.2	851	33.1	1,221	36.9	1,332	29.4	1,073	88.0	5,056	138.8	6,906	132.2	6,684	132.1	6,684	95.5	5,315	108.5	5,796		
	18	12.4	444	14.5	518	20.5	740	44.0	1,628	49.3	2,963	53.6	3,211	50.7	1,850	27.7	999	37.6	1,369	41.4	1,517	33.8	1,221	88.2	5,056	138.9	6,906	132.3	6,684	132.3	6,684	95.7	5,315	108.7	5,796		
永平寺町	19			4.0	148	10.0	370	35.1	1,295	34.9	2,258	41.9	2,567	44.1	2,378	28.9	1,636	39.9	2,043	44.1	2,228	38.4	1,932	76.7	4,462	126.9	6,312	120.8	6,090	120.8	6,090	84.1	4,758	97.5	5,239		
	20	4.0	148			6.8	222	35.1	1,295	38.6	2,406	45.6	2,715	47.8	2,489	32.6	1,784	43.6	2,191	47.8	2,339	40.1	2,080	80.4	4,610	130.6	6,460	124.5	6,238	124.5	6,238	87.8	4,869	101.2	5,387		
	21	10.0	370	6.8	222			40.0	1,480	44.6	2,628	51.6	2,937	53.9	2,711	38.5	2,006	49.6	2,413	53.7	2,561	46.1	2,302	86.5	4,832	136.7	6,682	130.6	6,460	130.6	6,460	93.9	5,091	107.3	5,609		
池田町	22	35.1	1,295	35.1	1,295	40.0	1,480			24.5	888	32.7	1,184	32.7	1,184	29.7	1,073	31.8	1,147	43.5	1,591	35.8	1,295	71.6	3,677	121.8	5,527	115.8	5,305	115.7	5,305	79.0	3,973	92.5	4,454		
南越前町	23	34.9	2,258	38.6	2,406	44.6	2,628	24.5	888			8.4	296	18.8	666	19.1	703	18.4	666	30.1	1,110	22.4	814	44.4	2,328	94.6	4,178	88.5	3,956	88.5	3,956	51.8	2,587	65.2	3,105		
	24	41.9	2,567	45.6	2,715	51.6	2,937	32.7	1,184	8.4	296			27.0	999	27.3	999	26.6	962	38.3	1,406	30.6	1,110	43.8	2,291	94.1	4,178	88.0	3,956	88.0	3,956	51.2	2,587	64.7	3,068		
	25	44.1	2,378	47.8	2,489	53.9	2,711	32.7	1,184	18.8	666	27.0	999			25.9	925	16.9	592	15.6	555	18.6	666	40.1	2,370	90.3	4,220	84.2	3,998	84.2	3,998	47.5	2,629	60.9	3,110		
越前町	26	28.9	1,636	32.6	1,784	38.5	2,006	29.7	1,073	19.1	703	27.3	999	25.9	925			11.1	407	15.4	555	7.7	259	66.5	3,642	116.7	5,492	110.6	5,270	110.6	5,270	73.9	3,901	87.4	4,419		
	27	39.9	2,043	43.6	2,191	49.6	2,413	31.8	1,147	18.4	666	26.6	962	16.9	592	11.1	407			11.7	407	4.0	148	66.4	3,492	116.6	5,342	110.5	5,120	110.5	5,120	73.8	3,751	87.2	4,269		
	28	44.1	2,228	47.8	2,339	53.7	2,601	43.5	1,591	30.1	1,110	38.3	1,406	15.6	555	15.4	555	11.7	407			7.7	259	55.6	2,925	105.8	4,775	99.8	4,553	99.7	4,553	63.0	3,221	76.5	3,702		
	29	36.4	1,932	40.1	2,080	46.1	2,302	35.8	1,295	22.4	814	30.6	1,110	18.6	666	7.7	259	4.0	148	7.7	259			70.3	3,640	120.6	5,490	114.5	5,268	114.5	5,268	77.7	3,899	91.2	4,417		
美浜町	30	76.7	4,462	80.4	4,610	86.5	4,832	71.6	3,677	44.4	2,328	43.8	2,291	40.1	2,370	66.5	3,642	66.4	3,492	55.6	2,925	70.3	3,640			51.3	1,887			45.2	1,665	45.2	1,665	8.5	296	21.9	777
高浜町	31	126.9	6,312	130.6	6,460	136.7	6,682	121.8	5,527	94.6	4,178	94.1	4,178	90.3	4,220	116.7	5,492	116.6	5,342	105.8	4,775	120.6	5,490														
おおい町	32	120.8	6,090	124.5	6,238	130.6	6,460	115.8	5,305	88.5	3,956	88.0	3,956	84.2	3,998	110.6	5,270	110.5	5,120	99.8	4,553	114.5	5,268	45.2	1,												

旧市町村(庁舎)間距離・車賃表 37 円/km ※① 金額は高速料金を含む。下段()は高速料金内数 ② km未満の端数は切り捨てて算定

市町名	NO	福井市																								敦賀市		小浜市		大野市		和泉村		勝山市		鯖江市		あわら市		越前市		坂井市					
		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		14		15		16		17		18											
		距離 km	金額 (円)																																												
福井市	1	福井市		16.5	592	26.2	962	9.4	333	62.0	3,744	104.9	5,298	30.2	1,110	57.2	2,109	29.9	1,073	14.0	518	19.8	703	20.4	740	27.7	1,599	19.5	703	20.5	740	12.3	444	9.0	333	13.5	481										
	2	美山町	16.5	592			42.1	1,554	25.2	925	70.5	4,040	111.1	5,557	13.8	481	41.0	1,517	22.0	814	25.8	1,375	35.3	1,795	39.0	1,943	33.8	1,821	22.6	814	43.6	2,091	27.4	1,499	31.2	1,647	32.5	1,684									
	3	越前村	26.2	962	42.1	1,554			17.2	629	55.8	2,925	121.2	5,677	55.8	2,035	83.3	3,071	56.1	2,072	28.3	1,036	34.8	1,258	30.5	1,110	35.0	1,295	38.0	1,406	26.8	962	33.1	1,221	30.6	1,110	31.1	1,147									
	4	清水町	9.4	333	25.2	925	17.2	629			70.7	4,040	113.6	5,631	38.9	1,406	65.8	2,405	39.0	1,443	12.7	444	26.2	962	28.2	1,036	17.4	629	29.8	740	28.3	1,036	21.4	777	16.8	592	21.3	777									
敦賀市	5		62.0	3,744	70.5	4,040	55.8	2,925	70.7	4,040			45.4	1,665	84.2	4,558	111.2	5,557	87.6	4,869	50.2	3,050	82.3	4,834	86.0	4,982	47.0	2,789	48.2	2,826	90.6	5,130	74.3	4,538	76.4	4,612	76.4	4,612									
	6		104.9	5,298	111.1	5,557	121.2	5,677	113.6	5,631	45.4	1,665			124.8	6,038	151.8	7,037	128.2	6,386	90.8	4,530	122.9	6,314	126.6	5,462	87.5	4,269	88.8	4,306	131.2	6,647	115.0	6,055	119.2	6,203	119.2	6,203									
大野市	7	大野市	30.2	1,110	13.8	481	55.8	2,035	38.9	1,406	84.2	4,558	124.8	6,038			28.5	1,036	10.3	370			33.5	1,221	66.4	2,892	75.9	3,275	34.1	1,258	37.3	2,169			3.7	111	46.2	2,652	47.4	2,689							
	8	和泉村	57.2	2,109	41.0	1,517	83.3	3,071	65.8	2,405	111.2	5,557	151.8	7,037	28.5	1,036							33.5	1,221	66.4	2,892	75.9	3,275	34.1	1,258	37.3	2,169			3.7	111	46.2	2,652	47.4	2,689							
勝山市	9		29.9	1,073	22.0	814	56.1	2,072	39.0	1,443	87.6	4,869	128.2	6,386	10.3	370	33.5	1,221			42.7	2,154	34.1	1,258	37.8	1,369	50.7	2,600	51.9	2,637	42.4	1,554	26.1	962	28.6	1,036	30.1	1,110									
鯖江市	10		14.0	518	25.8	1,375	28.3	1,036	12.7	444	50.2	3,050	90.8	4,530	39.2	1,893	66.4	2,892	42.7	2,154			37.3	2,169	41.0	2,317	8.1	296	9.7	333	45.6	2,465	29.3	1,873	34.1	2,058	34.1	2,058									
あわら市	11	金津町	19.8	703	35.3	1,795	34.8	1,258	26.2	962	82.3	4,834	122.9	6,314	48.8	2,276	75.9	3,275	34.1	1,258	37.3	2,169			3.7	111	46.2	2,652	47.4	2,689	8.3	296	8.3	296	9.7	333	6.7	222									
	12	芦原町	20.4	740	39.0	1,943	30.5	1,110	28.2	1,036	86.0	4,982	126.6	6,462	58.0	2,646	79.7	3,423	37.8	1,369	41.0	2,317			3.7	111	49.7	2,763	50.9	2,800	5.6	185	11.7	407	11.7	407	8.9	296									
越前市	13	武生市	27.7	1,599	33.8	1,821	35.0	1,295	17.4	629	47.0	2,789	87.5	4,269	47.2	2,339	74.3	3,338	50.7	2,600	8.1	296	46.2	2,652	49.7	2,763			9.0	333	53.0	2,911	38.0	2,356	40.5	2,430	40.8	2,430									
	14	今立町	19.5	703	22.6	814	38.0	1,406	20.8	740	48.2	2,826	88.8	4,306	36.2	1,332	63.4	2,331	51.9	2,637	9.7	333	47.4	2,689	50.9	2,800	9.0	333			54.2	2,948	39.2	2,393	42.2	2,504	42.5	2,504									
坂井市	15	三国町	20.5	740	43.6	2,091	26.8	962	28.3	1,036	90.6	5,130	131.2	6,647	57.0	2,609	84.2	3,608	42.4	1,554	45.6	2,465	8.3	296	5.6	185	53.0	2,911	54.2	2,948			15.6	555	13.1	481	11.1	407									
	16	丸岡町	12.3	444	27.4	1,499	33.1	1,221	21.4	777	74.3	4,538	115.0	6,055	40.8	1,980	68.0	3,016	26.1	962	29.3	1,873	8.3	296	11.7	407	38.0	2,356	39.2	2,393	15.6	555			6.9	222	4.4	148									
	17	春江町	9.0	333	31.2	1,647	30.6	1,110	16.8	592	76.4	4,612	119.2	6,203	46.2	2,202	65.6	2,405	28.6	1,036	34.1	2,058	9.7	333	11.7	407	40.5	2,430	42.2	2,504	13.1	481	6.9	222			4.8	148									
	18	坂井町	13.5	481	32.5	1,684	31.1	1,147	21.3	777	76.4	4,612	119.2	6,203	46.2	2,202	73.2	3,201	30.1	1,110	34.1	2,058	6.7	222	8.9	296	40.8	2,430	42.5	2,504	11.1	407	4.4	148	4.8	148											
永平寺町	19	松岡町	9.9	333	18.5	666	34.5	1,258	18.8	666	64.6	4,018	107.5	5,609	31.3	1,147	54.6	1,998	20.8	740	21.9	777	16.3	592	20.0	740	30.5	1,860	31.6	1,897	23.1	851	8.4	296	10.7	370	12.4	444									
	20	永平寺町	13.6	481	19.6	703	38.2	1,406	22.5	814	68.3	4,166	111.2	5,757	28.1	1,036	51.3	1,887	17.5	629	25.6	925	18.4	666	22.1	814	34.2	2,008	35.4	2,045	25.3	925	10.5	370	12.9	444	14.5	518									
	21	上志比村	19.2	703	24.6	888	45.2	1,665	28.0	1,036	74.4	4,388	117.3	5,979	21.8	777	45.0	1,665	11.2	407	31.2	1,147	24.5	888	28.2	1,036	40.3	2,230	41.4	2,267	31.3	1,147	15.6	592	18.9	666	20.5	740									
池田町	22		31.9	1,147	16.1	592	51.1	1,887	36.1	1,332	59.6	3,233	102.5	4,824	28.7	1,036	55.9	2,035	38.8	1,406	23.6	851	47.9	1,739	51.6	1,887	19.5	703	13.8	481	51.9	1,887	40.4	1,480	40.4	1,480	44.0	1,628									
南越前町	23	南条町	35.0	2,095	41.5	2,317	40.9	1,480	25.9	925	32.3	1,884	75.2	3,475	55.1	2,835	82.1	3,834	58.6	3,146	16.5	592	53.2	3,111	56.9	3,222	8.5	296	15.8	555	61.5	3,407	45.2	2,815	49.1	2,963	49.3	2,963									
	24	今庄町	39.4	2,343	45.8	2,565	49.3	1,813	34.1	1,258	31.8	1,847	74.7	3,438	59.5	3,083	86.4	4,082	63.0	3,381	24.8	888	57.6	3,359	61.3	3,507	16.7	592	23.9	851	65.8	3,655	49.6	3,063	53.5	3,211	53.6	3,211									
	25	河野村	40.5	2,080	47.0	2,339	30.8	1,110	31.3	1,147	28.1	1,926	70.9	3,480	60.3	2,220	87.3	3,219	64.8	2,368	24.7	888	58.8	3,096	58.4	2,146	16.2	592	23.9	851	56.6	2,072	50.8	2,800	45.1	1,665	50.7	1,850									
越前町	26	朝日町	15.9	555	27.2	999	20.1	740	9.5	333	46.4	2,592	97.3	4,789	40.9	1,480	67.8	2,479	45.1	1,665	6.7	222	35.0	1,295	35.0	1,295	11.8	407	16.1	592	34.7	1,258	27.5	999	23.2	851	27.7	999									
	27	宮崎村	25.8	925	34.8	1,258	24.6	888	16.7	592	54.4	3,048	97.2	4,639	48.5	1,776	75.4	2,775	52.7	1,924	11.6	407	42.6	1,554	44.5	1,628	10.4	370	18.5	666	44.6	1,628	35.1	1,295	33.1	1,221	37.6	1,369									
	28	越前町	29.7	1,073	42.4	1,554	15.3	555	20.5	740	40.7	2,370	86.4	4,072	56.1	2,072	83.0	3,071	59.1	2,183	21.9	777	46.3	1,702	47.5	1,739	22.1	814	30.1	1,110	42.0	1,554	41.5	1,517	36.9	1,332	41.4	1,517									
	29	織田町	22.0	814	34.7	1,258	20.6	740	12.9	444	58.4	3,196	101.2	4,787	48.4	1,776	75.4	2,775	51.5	1,887	14.2	518	38.6	1,406	40.6	1,480	14.4	518	22.6	814	40.9	1,480	34.0	1,258	29.4	1,073	33.8	1,221									
美浜町	30		73.9	4,151	80.3	4,410	90.3	4,530	82.6	4,484	14.2	518	31.7	1,147	94.0	4,928	120.9		97.5	5,239	60.0	3,420	92.1	5,204	95.8	5,315	56.8	3,122	58.0	3,196	100.3	5,500	84.1	4,90													

旧市町村庁舎間距離図 (嶺南)



福井市役所と旧市町村庁舎間の距離 (37円/km)

市町名	旧市町村名	距離(km)	金額(円)	うち 高速料金(円)
福井市	美山町	16.5	592	
	越廼村	26.2	962	
	清水町	9.4	333	
敦賀市		62.0	3,744	1,450
小浜市		104.9	5,298	1,450
大野市	大野市	30.2	1,110	
	和泉村	57.2	2,109	
勝山市		29.9	1,073	
鯖江市		14.0	518	
あわら市	金津町	19.8	703	
	芦原町	20.4	740	
越前市	武生市	27.7	1,599	600
	今立町	19.5	703	
坂井市	三国町	20.5	740	
	丸岡町	12.3	444	
	春江町	9.0	333	
	坂井町	13.5	481	
永平寺町	松岡町	9.9	333	
	永平寺町	13.6	481	
池田町	上志比村	19.2	703	
		31.9	1,147	
南越前町	南条町	35.0	2,095	800
	今庄町	39.4	2,343	900
	河野村	40.5	2,080	600
越前町	朝日町	15.9	555	
	宮崎村	25.8	925	
	越前町	29.7	1,073	
	織田町	22.0	814	
美浜町		73.9	4,151	1,450
高浜町		130.9	6,260	1,450
おおい町	大飯町	118.0	5,816	1,450
	名田庄村	118.0	5,816	1,450
若狭町	三方町	81.3	4,447	1,450
	上中町	94.7	4,928	1,450

旧市町村庁舎間距離図 (嶺北)

福井市役所と旧市町村庁舎間の距離 (37円/km)

市町名	旧市町村名	距離(km)	金額(円)	うち 高速料金(円)
福井市	美山町	16.5	592	
	越廼村	26.2	962	
	清水町	9.4	333	
敦賀市		62.0	3,744	1,450
小浜市		104.9	5,298	1,450
大野市	大野市	30.2	1,110	
	和泉村	57.2	2,109	
勝山市		29.9	1,073	
鯖江市		14.0	518	
あわら市	金津町	19.8	703	
	芦原町	20.4	740	
越前市	武生市	27.7	1,599	600
	今立町	19.5	703	
坂井市	三国町	20.5	740	
	丸岡町	12.3	444	
	春江町	9.0	333	
	坂井町	13.5	481	
	松岡町	9.9	333	
永平寺町	永平寺町	13.6	481	
	上志比村	19.2	703	
池田町		31.9	1,147	
南越前町	南条町	35.0	2,095	800
	今庄町	39.4	2,343	900
越前町	河野村	40.5	2,080	600
	朝日町	15.9	555	
	宮崎村	25.8	925	
	越前町	29.7	1,073	
美浜町	美浜町	73.9	4,151	1,450
	高浜町	130.9	6,260	1,450
おおい町	大飯町	118.0	5,816	1,450
	名田庄村	118.0	5,816	1,450
若狭町	三方町	81.3	4,447	1,450
	上中町	94.7	4,928	1,450

